

平成 20 年 12 月 12 日

指定管理者の指定について（練馬区立豊玉高齢者センター）

1 内 容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立豊玉高齢者センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 奉優会

(2) 所在地

東京都世田谷区駒沢二丁目 11 番 3 号 第二集花園ビル

(3) 代表者

理事長 香取 眞恵子

3 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日（5 年間）

4 選定の経過

平成 20 年 4 月 22 日	第 1 回指定管理者選定委員会 (モニタリング様式、業務の範囲、応募資格、評価項目・ 評価基準、指定の期間の検討)
平成 20 年 5 月 20 日	第 2 回指定管理者選定委員会 (モニタリング様式、募集要項の検討)
平成 20 年 7 月 7 日	第 3 回指定管理者選定委員会 (評価項目・評価基準の配点、募集要項、提出書類の様式の 検討)
平成 20 年 8 月 1 日	募集要項配布開始
平成 20 年 8 月 8 日	応募説明会（参加団体数 2）
平成 20 年 8 月 8 日～22 日	応募書類受付（応募団体数 1）
平成 20 年 8 月 15 日～29 日	経営診断委託
平成 20 年 9 月 2 日	第 4 回指定管理者選定委員会 (プレゼンテーション、ヒアリングおよび施設実地調査の実 施、指定管理者候補決定)



法人が主催する研修も採用後から体系的に行い、知識習得のバックアップを図っているとともに、センターにて運営上必要と思われるテーマについて勉強会を継続して行い、サービス品質の向上や利用者満足の向上につなげる取組みを実践していること。

(10) 団体の理念・姿勢

「社会への貢献」を団体の基本理念とした、「私たちはご利用者ひとり一人のその方らしい暮らしを大切にしたい」という法人ビジョンを実現するための取組みを実践していること。

問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課施設係

電 話 03-5984-4586 (直通)

FAX 03-5984-1212

E-mail koureitaisaku03@city.nerima.tokyo.jp

指定管理者選定の審査結果（練馬区立豊玉高齢者センター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	10点	8点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	3点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	10点	8点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取り組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	15点	12点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	5点	4点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	15点	12点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取り組み	15点	12点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	5点	3点
合計	100点	79点